

【平成 27 年版】
パーフェクト宅建
直前予想模試
【正誤のお知らせ】

(3727)

平成 27 年 10 月 8 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P190 第1回 問43 肢3 正解番号と解説を右に修正	正解 3、4 (正誤により、正解が2つになります) 3 誤りで正解。店舗用の媒介報酬の限度額は、借賃の1カ月分の1.08倍か、権利金を売買代金とみなして計算する(国土交通省告示第100号第4、第6、第2)。本肢の場合、権利金を売買代金とみなして計算する。 $400 \div 1.08 = 3,703.704$ (消費税なしの価格) $\times 0.04 + 2$ 万円 = 168,148 となる。これに消費税(0.08)を加えると18万1,600円となる。これを依頼者双方から受け取ると、36万3,200円であり、報酬限度額を超過しているため、本肢は誤りである。	

【平成 27 年版】
パーフェクト宅建
直前予想模試
【正誤のお知らせ】

(3727)

平成 27 年 8 月 19 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P215 第2回 問15 肢4 正解番号と解説を右に修正	正解 2、4 (正誤により、正解が2つになります) 4 開発許可を要する。学校教育法に規定する各種学校の用に供する目的で行われる開発行為は、開発許可を要する(同法29条1項3号、同法施行令21条26号イ)。	